

国立大学法人信州大学と東京理科大学との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と東京理科大学（以下「乙」という。）は、両者の持つ優れた教育、研究、地域社会との連携等の実績とポテンシャルを相互に協力して活用することにより、両大学の一層の発展に資するため、平成17年6月24日付「信州大学と東京理科大学との連携に関する協定書」を更新し、次のとおり大学間包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の大学の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、产学連携及び国際交流等の各面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 学術研究に関する事項。
- 二 学部学生及び大学院学生の教育、研究に関する事項。
- 三 教員の相互交流に関する事項。
- 四 地域貢献及び产学連携に関する事項。
- 五 国内外の機関等との連携に関する事項。
- 六 その他甲及び乙が必要と認める事項

（連携推進協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を設置することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成27年6月24日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から書面により中止もしくは変更の意思表示がなければ1年間更新されることとし、以後も同様に取り扱うものとする。

（細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成27年6月24日

甲 国立大学法人信州大学
学長 山沢 清正



乙 東京理科大学
学長 藤嶋 昭

